

原発なくそう! 九州玄海訴訟 NEWS

発行元
「原発なくそう!九州玄海訴訟」
原告団・弁護団

2018.Feb
Vol.24

〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階
佐賀中央法律事務所気付 TEL.0952-25-3121/FAX.0952-25-3123



原発なくそう!九州玄海訴訟弁護団共同代表 板井 優

今回の弁論は、玄海原発3・4号機が再稼働しようとするも、これに使用されている原材料の品質が問題となり、仮処分決定もいつになるかわからない状況の中で行われた。そして、広島高裁では伊方原発の再稼働を容認した地裁決定を覆す判断がなされた。今年3月には福島地裁いわき支部を始めとする損害賠償の第2陣判決が予定され

ている。

昨年末の毎日新聞アンケート調査では、原発から30キロ圏内の119自治体から回答が寄せられ、過半数にあたる60自治体が「同意権」を求めていることが明らかとなった。原子力規制委員会が合格を与えた新潟の柏崎刈羽原発について新潟県知事は3年以上の時間をかけて意見をまとめるとし、再稼働は事実上暗礁に乗り上げている。政党では、立憲民主党が原発ゼロを目指し政策化を図るなど、原発ゼロを目指す闘いは各論の段階に入った。

こうした中で、日立製作所のイギリスへの原発輸出にあたり、政府はメガバンクや電力会社も巻き込んだ総動員体制で支援に乗り出した。まさに、危機感の表れである。

玄海の闘いでも、佐賀県内20自治体への働きかけが行われている。まさに、闘いはこれからである。

第24回 口頭弁論 東島弁護士の ココがポイント!

この日、一番重要なのは、前回9月29日以降に判明した神戸製鋼の不正検査データ問題と、12月13日の伊方原発広島高裁決定です。神戸製鋼問題では、同社の一部の工場分について、JIS表示認定が取消されるなどの事態となるなどしています。玄海原発内での使用に関する九州電力の調査も終わっておらず、原告は、「詳細を明らかにするよう九州電力に求釈明しています。広島高裁決定は、“新規制基準の一部である火山

ガイドによれば、阿蘇カルデラの破局的噴火の規模として過去最大を想定すべきであり、それを前提とすると伊方原発に火砕流が到達する可能性が小さいとは認定できないから、「立地不適」である」として、再稼働の仮の差止めを決定しました。阿蘇カルデラの危険性は玄海原発も同じであり、佐賀地裁も広島高裁の判断を無視できないはず(準備書面56)。

意見陳述は、上野淑子さん(佐賀県地域婦人連絡協議会副会長)、原発事故による宮城県亶理郡から福岡県への避難者・齋藤直志さんがされました。

目次	口頭弁論を終えて、ココがポイント…………… 1	団長コラム…………… 6
	意見陳述 上野淑子さん…………… 2	伊方原発広島高裁差し止め決定…………… 7
	意見陳述 齋藤直志さん…………… 4	今後の日程ほか…………… 8

意見陳述

原告 上野淑子さん
(佐賀県地域婦人連絡協議会・副会長)



1 はじめに

佐賀県が主催し、昨年末から今年初めにかけて行われた「玄海原発の再稼働に関し広く意見を聴く委員会」で、佐賀県地域婦人連絡協議会は団体意見として、再稼働反対を述べました。

私は、佐賀県地域婦人連絡協議会の副会長、武雄市地域婦人連絡協議会の会長を務めております。佐賀県地域婦人連絡協議会は、全国地域婦人連絡協議会の会員団体であり、佐賀県内だけでも約6,000人の会員がいます。本法廷でも、その約6,000人が私とともにいると思って意見陳述を聞いていただきたいと思います。

2 佐賀県地域婦人連絡協議会の活動について

佐賀県地域婦人連絡協議会(以下では略して「婦人会」といいます。)は、「温かく住みやすい地域を守る」ことを目標として、戦後間もないころから活動をしてきました。皆様によく知られている活動としては、交通安全母の会の活動、日本赤十字奉仕団の活動、結核予防の啓発を行うなどの健康を守る婦人の会の活動、非行防止や更生をめざす人たちへの手助けなどがあります。

当会は全国組織の団体会員ですので、全国心は1つ、他県の地域婦人連絡協議会の会員ともつながりがあり、災害発生時には即連携をとり、救援物資を集めて駆け付ける支援を繰り返しています。

3 支援に行けた陸前高田市、行けなかった福島

2011年3月に東日本大震災が起きてから、私もは会員に呼びかけ、大型トラックに山ほどの支

援物資を積み込んで現地へ赴き、直接物資を届けてまいりました。

特に岩手県の陸前高田市には、私たちは震災直後から5回ほど支援に行きました。陸前高田市は津波被害が大きなところで亡くなられた方も多く、建物も甚大な被害を受けていました。何もかもが無茶苦茶に壊れた中、地元の婦人会の方たちと協力し合い、私たちは救援活動を行いました。地元の婦人会の方々は「あなたたちが来てくれて本当に助かった。」「婦人会のつながりがあったからこそまでできた。頑張れた。」と涙を浮かべて感謝してくださり、私たちは手を取り合って頑張っていると言いつつ合ったものです。支援の大切さ、人とのつながりの重要性を実感しました。

一方、私どもが行きたくても行けなかったのは福島です。東日本大震災からしばらくして、福島の第一原発事故のニュースが入ってくるようになり、放射能汚染の実情が分かってきました。放射能への恐怖、不安から、私たちは福島県への支援に行くことができませんでした。そもそも地元の婦人会のメンバーが避難によってバラバラになっていて受入れ体制が整えられないし、会員の中から福島第一原発の近くに行くことは無理との声が上がりました。婦人会の会員の中にも、放射能への不安から、福島に赴いての支援は避けたいとの雰囲気生まれて、結局、福島県をメインとした支援ツアーは実現できませんでした。

陸前高田市では、人と人とのつながりを活かして迅速な支援ができたし、それによって生きる活力を得た方々もおられたのに、福島では原発事故のために支援にすら行けない、また、地元の方々もつながりを断ち切られ、さぞかし苦しく孤独な

思いをしておられるだろうと暗澹たる思いがしました。

4 放射能に侵される日常生活

2012年11月、岩手県陸前高田市から南下して福島県いわき市へと至る支援ツアーに赴いたときのことです。

主な支援先は陸前高田市であり、いわき市には半日程度の滞在でしたが、いわき市内で見た光景は忘れられません。

それは、小学校の運動場です。よく晴れた青空の日でしたが、運動場に子どもの姿はありませんでした。除染未了とのことで、子ども達が外で遊ぶことが禁止されていたのです。子どもが自由に遊べない環境が不気味で、目に見えず、匂いもしない放射性物質の恐ろしさを実感したものでした。

また、除染土を詰め込んだ黒いフレコンバックが、もとは田畑であったであろう場所に累々と並べられている光景も忘れられません。これほど恐ろしいものが私たちの生活の中にあっていいものだろうかと不安を感じた者は私だけではなかったと思います。

私たちは、決して消すことのできない放射能の罪深さ、恐ろしさを実感しました。

5 私たちは原発に反対する

広く意見を聴く委員会に当会が選ばれた後、当会では、県内支部の代表からなる理事十数名で、どのような意見を述べるか議論をしました。

理事の多くから、「毎日を安心、安全に暮らしたい。だから、絶対に安全とはいえない原発の再稼働は認められない。」「放射能は消すことができない。子や孫に負の財産を残してはならない。」との意見が出され、玄海原発再稼働に反対することで一致しました。理事の中には「今は電力が足りているのに、なぜ再稼働の必要性があるのか。要は電力会社の利益の問題であるのに、なぜ一般市民の安全・安心な暮らしと天秤にかけるのか。」「原発

を稼働させなければ電力が不足するというならば、節電にいくらかでも協力する。」との意見を述べる者もいました。

私も、原発の問題は、純粹に命の問題として考えるべきだと思います。経済性があると主張する方がおられることも知っていますが、命より大切なものはないではありませんか。そして、原発は事故を起こす可能性をなくすことはできず、また、いったん事故が起こればその影響は後世にまで及びます。

絶対に事故が起こらないと電力会社は言えますか。何を根拠に言っておられるのですか。福島の事故以来、誰もが、事故がないとは信じていません。

事故が起こってからでは取り返しがつかないのである以上、大元を断たねばなりません。原発は電気を生み出す手段に過ぎないのでから、そのための犠牲を私たち国民に負わせて欲しくありません。

私たちは、自分たちの命を守るため、そしてこれからの子どもたちの命を守るため、原発は必要ないという結論です。絶対に再稼働は反対です。

意見陳述



原告 齋藤 直志さん
(福島原発事故被害救済九州訴訟原告)

1 私は、福島第一原発事故当時、宮城県亶理郡で妻と暮らしていました。妻のお腹には7か月の命が宿っていました。

宮城県亶理郡は、宮城県の太平洋沿いの最南端、福島県との県境にあり、福島第一原発から約70kmに位置しています。私も妻も、亶理郡山元町で生まれました。あの事故さえなければ、私たち家族は、今でも生まれ育った亶理郡で生活していたはずでした。

2 平成23年3月11日、私は、当時勤めていた亶理郡山元町の工場で地震を迎えました。高台にあった工場から、慣れ親しんだ街を津波が飲み込んでいく光景を前にただ立ち尽くしていました。私の自宅も浸水しましたが、不幸中の幸いで居住できないわけではなく、妻も無事でしたが、妻は弟を失い、両親が住む実家も半壊しました。

津波が引いた後は、瓦礫の撤去や行方不明になった友人らの捜索などに必死で、原発のことを心配する余裕などありませんでした。ライフラインが途切れ、情報ネットワークも断絶されている中、原発事故の情報を得ることもできませんでした。

水道が復旧するまで、約3週間ありました。給水車による給水があるにはあったのですが、野外で長い時間並ばされることもありました。そのため、私たちは、生活用水として、津波で陸に上がってきた海水や山の湧水を汲んできて使用していました。そうした水を飲料水や家事洗濯などに使用して日常生活を送っていました。食料の入手も困難でしたので、祖父母の家の庭で栽培されていた野菜を食べていました。私も、身重の妻も、実はそうした水や野菜が放射性物質で汚染されているなどとは、思いもしませんでした。

3 私が勤めていた食品工場は山側にあり、建物も強固だったので津波や震災の被害はほとんどありませんでしたが、原発事故の影響で商品が売れなくなり閉鎖に追い込まれました。私も、平成23年5月1日、福岡県の工場に転勤を命じられました。妊娠中の妻や家族を残していくことが気がかりでしたが、震災直後ということもあって亶理郡にいても仕事はなく、転勤に応じるしか選択肢はありませんでした。一番辛かったのは、転勤のことを父に告げたときの、「親を捨てるのか！」の一言でした。私の実家は江戸末期から続く老舗旅館で、7代目館主の父は、何とか津波被害からの再建を急いでいるときでした。いずれ工場が再開するまでの辛抱で、工場が再開すれば亶理郡に戻ってくる、と自分を納得させるしかありませんでした。

いざ福岡に来ると、原発事故や放射能汚染に関するあまりの情報の格差に戸惑いました。私たちが暮らしていた亶理郡もかなりの濃度の放射性物質に汚染されていることを知りました。安全と信じて疑わなかった山の湧水や祖父母が育てた路地栽培の野菜をとっていた妻とお腹の子どもの健康を案じずにはおれませんでした。

妻を直ちに福岡に呼ぶことを考えました。しかし、この時、妻は、切迫早産のおそれがあり入院していました。

妻は、亶理郡に残って妻の両親と一緒に住むことになりました。

平成23年6月17日、息子が誕生しました。大震災、原発事故が発生した中で、無事に生まれてくれたことに感謝しました。

一方で、私は、妻と息子が心配でなりません。すぐにでも福岡県に連れてきたいという気持ちがありました。家と息子を失った妻の両親から、妻とこれから生まれる孫を奪うことも私を苦し

めました。そのような妻を私以外に身寄りのない福岡に呼ぶことが本当に夫として父として責任ある行動なのか、苦しい葛藤の日々でした。

妻も、当初は幼馴染の友人たちと互いの子供達の成長を見ながら子育てすることを望んでいましたが、子育て世代は全国に散ってしまいました。

4 福岡に来てから約一年後の平成24年4月30日、私の生活も安定し、妻と息子を福岡に呼び寄せました。やっと父親になれた気がしました。我が子を抱き、放射線の感受性が強いと言われる胎児や乳児の期間、息子を亶理郡に残してきたことについて、自責の念にかられました。

私たち家族は宮城県からの避難者ですので、国や東電から何の補償も援助も受けていません。息子に甲状腺検査を受けさせたいと福岡県の病院に連絡しましたがたらいまわしにされて、検査を受けさせてあげることすら叶いませんでした。

平成25年3月頃から、体調に変化が生じてきていることを自覚するようになりました。心療内科を受診し、PTSDとうつ病を併発していると診断されました。私の身体は、津波で友人や知人、そして義弟を失ったショックや、幼い我が子を被曝させてしまったことへの自責の念に耐え切れなくなっていました。平成25年12月、約20年間勤めてきた会社を退社しました。全てを失いました。

5 亶理郡は、私と妻の生まれ故郷で、ふるさとでした。亶理郡には、私と妻の両親、親族、友人がいます。私と妻は、私たちの故郷を今でも愛していますし、息子には私たちが愛する故郷で、私たちが愛する人々に囲まれて育ててほしかったと今でも思います。私自身は福岡での職を失いましたので、帰ることができるのなら、今すぐにも帰りたい、それでも、幼い息子を放射性物質に汚染された亶理郡に帰すことはできません。亶理郡で太平洋に流れ込む阿武隈川は飯舘村の方から流れてきます。海にも連れて行けない、川で魚を釣ることも、山で山菜を取ることもできない、このような故郷でどうやって子育てをすれば良いの

でしょうか。

何とか実家の旅館を立て直そうとしていた父も昨年2月に他界しました。旅館の経営は、父の努力も虚しく、原発事故後の観光客の激減により借金経営を続けており、きょうだいで話し合った結果、今年7月に廃業しました。200年以上続いた老舗旅館ののれんは8代で途絶えることになりました。旅館の廃業を決める前に、一度、家族で帰省したことがあります。その時に実の姉の口から出た「故郷を捨てた男」「家族で逃げた」という言葉は今も頭にこびりついています。これが避難した者に対する残った者の本音なのだと思います。逃げるも地獄、残るも地獄。大震災を何とか生き延びた人々に容赦なく打ち込まれた人間関係の亀裂と軋轢は、原発事故がもたらした一番残酷な被害だと思います。

6 私は、現在、福岡地方裁判所で、国と東京電力を相手取って損害賠償を求める訴訟に参加しています。同じような集団訴訟は全国各地で提起されていますが、本年10月10日に言い渡された生業訴訟の判決において、福島地裁は、津波襲来の危険を認識しながら対策を先送りしてきた国と東京電力の責任を厳しく断罪しました。にもかかわらず、今なお様々な危険性を指摘されながら、「世界最高水準の安全性」などとうそぶいて川内原発や玄海原発を再稼働させようとしている国と九州電力の姿勢は、ただ安心して生活できる場所を求めて九州に逃れてきた私たち避難者を弄んでいるとしか思えません。

国と九州電力に尋ねたいと思います。私たち家族の苦しみだけでは足りませんか。

裁判官にお尋ねしたいと思います。私たち家族の悲しみだけでは足りませんか。あなた方は、原発によって、ふるさとを、人生を奪われる幾万もの人々の悲しみの連鎖を断ち切ることができる選ばれた方々です。

この原発の問題を私たちの世代で解決し、私たち家族の悲しみを最後にしてくださるよう心から願い、私の意見陳述とします。



原子力発電の社会通念とは

2018年、いよいよ佐賀地裁玄海原発3,4号機差し止め仮処分の決定が迫ってきました。佐賀県知事は既に玄海原発の再稼働について「理解」を示し、「避難計画と再稼働は別もの」と発言しています。県民にとって、実効性のある避難計画が唯一の頼りですから知事の発言はとうてい「理解」出来るものではありません。世論調査では計り知れない県民の不安と不信を探るために私たちは、「避難計画の作成の要望」とリーフレット「脱原発はみんなの願い」を携えて、住民と日々接している佐賀県内20市町の自治体と最近の原発事情を交えて真摯な話し合いを続けています。

最近の原発事情の中で注目を集めているのは再生可能エネルギーの急速な発展普及です。河合弘之弁護士監督の「日本と再生・光と風のギガワット作戦」は原発の是非を乗り越えて多くの人に感銘を与えました。ところがこの2カ月後、第23回国連気候変動枠組み(COP)条約締結の交渉の場で、日本は世界の潮流「脱石炭・再生可能エネルギー」に逆らうように「石炭火力・原子力」にこだわった高効率石炭火力を紹介しています。

2017年の1キロワット時当たりの世界の発電コストについて、原子力と石炭発電はそれぞれ太陽光・風力発電の3倍、2倍となっています。COP会議は地球環境を保護する経済活動を推進する会議であ

り、すでに欧州、中国では再生可能エネルギーと情報技術を結びつける第三次産業革命の機運が盛り上がっています。ベトナム政府が早々に原発計画を白紙撤回したのは原発には経済競争力がないからです。

昨年師走、広島高裁が「伊方原発の3号機の原子炉を運転してはならない」との仮処分決定をしました。その決定理由の中で原発の危険性評価に阿蘇カルデラ火山の影響を考慮することは「当裁判所の社会通念である」と述べています。そもそも原子炉の本質的な危険性はその内蔵する多量の放射性物質のためです。原子炉で生成された放射性物質の寿命は永く安全と言われるまでに減衰するには10万年を要します。被ばくすればきわめて少量でも被害は長期間に及びます。原子炉という建造物、機能の劣化は30、40年に過ぎませんが使用済み核燃料、高レベル放射性廃棄物は10万年の寿命なのです。この寿命は阿蘇カルデラ火山の9万年に一度の噴火の危険性に匹敵します。

安全性とは、原子力規制基準が被害と受益の見合いによって決められたため、単に科学技術的なものだけではなく優れて社会的常識に通じるものでなければなりません。フクシマの現状の回復にもまた10万年を要します。広島高裁の仮処分決定は原発とは何か、改めて原発に対する社会通念(常識)を私たちに問うています。

1万人有余の原告団・弁護団が一丸となり

玄海原発訴訟勝訴を勝ち取ろう！



伊方 原発

高裁初の原発運転 差し止め判断！



九州にも警鐘 ならず判断！

2017.12/13
広島高等裁判所

四国電力伊方原発3号機(愛媛県伊方町)の運転差し止めを求めて、広島市の住民らが申し立てた仮処分の即時抗告審で、広島高裁が申し立てを却下した広島地裁の決定を覆し、今年9月30日まで運転を差し止める決定をしました。

阿蘇から130kmの伊方原発には火砕流到達の危険性がある

定期検査中の伊方3号機は現在停止中で、今年1月の運転再開に影響が出るのは必至の情勢です。四国電は高裁に異議申し立ての手続きを取りました。東京電力の福島第1原発事故後、仮処分で原発を止める司法判断は3件目だが、高裁段階では今回が初めてです。他の原発訴訟にも影響を与えることは必至です。

抗告審では、福島原発事故後に原子力規制委員会が策定した新規制基準や地震、火山噴火時の影響などが主な争点になりました。決定理由で特筆すべきは、規制委が火山の危険性について新規制基準に適合するとした判断を不合理とした点で、原発が熊本県・阿蘇山から約130キロの距離にある点を重視し、大規模噴火が起きた際に「火砕流が到達する可能性が小さいとは評価できず、立地には適さない」と判断しています。

阿蘇や桜島などの活火山を抱え、九州電力玄海

原発(佐賀県玄海町)と同川内原発(鹿児島県薩摩川内市)が立地する九州にも、改めて警鐘を鳴らした格好です。

原発立地自治体以外の住民による差し止め請求を認めた点にも注目しなければなりません。高裁は伊方原発で重大事故が起きれば、広島市など海を挟んだ近隣の市民も放射性物質によって生命身体に重大な被害を受ける恐れがあると結論付けています。

ひとたび福島原発のような重大事故が起きれば、その被害は想定を超えて広範囲に及ぶことを私たちは思い知らされました。原発周辺に暮らす人々の懸念や不安に応える住民目線の判断ともいえます。政府や電力会社は今回の広島高裁決定を真摯(しんし)に受け止め、火山噴火に対する原発の安全対策についてもさらなる充実を図るべきと考えます。

玄海原発仮処分決定は2~3月に！

当初、仮処分決定が1月には出ると予想していました。しかし、①神戸製鋼問題の発覚、②伊方原発広島高裁仮処分での住民側の勝利のため、当方は裁判所に審理再開を申し立てました。

裁判所は、①についての主張・証拠の提出を認め、

②については認めませんでした。再稼働時期が延びたこともあり、仮処分決定は2~3月になります。2週間前には通知がありますので、仮処分決定日にはたくさんの方の参集をお願いいたします。

再稼働計画に大幅な遅れ！

昨年10月8日に発覚した神戸製鋼による検査データ改ざんは原発問題を揺るがしています。加圧水型軽水炉(PWR)の原子炉格納容器をはじめ、全国の原発の主要設備に多くの部材を納入しているからです。

データが改ざんされた神戸製鋼の製品が原発で使用されていることが判明すれば、真っ先に稼働停止に直結しかねないのです。

しかし、その電気業界らしい“横並び”の対応が、かえって“お上”である原子力規制委員会の怒りを買ってしまいました。

11月9日に行われた原子力規制庁の会合には東京、

中部、関西、九州の4電力の原発担当幹部が出席し、神戸製鋼のデータ改ざん問題について規制委側に「原子力施設の安全性に対し、直ちに重大な影響を与える問題ではない」と回答する資料を提出しました。

すると規制委の山中伸介委員は「非常に不満(原発の)安全上重要な部分に、神戸製鋼の製品が使われているのかどうかを聞いている」と“出直し”を指示しました。関電、九電の両社は再稼働延期の理由について、神戸製鋼のデータ改ざん問題への対応に時間がかかるためとしています。



今後の日程

第26陣提訴のご案内

4月12日(木)

13:00佐賀県弁護士会館集合

※今回の原告申込み締切 4月6日(金)午前

5月11日(金) 14時 第25回口頭弁論(佐賀地裁)

※集合時間13時 佐賀県弁護士会館

模擬裁判・報告集会 会場/佐賀県立美術館ホール

佐賀市城内1-15-23 電話0952-24-3947

7月20日(金) 14時 第26回口頭弁論(佐賀地裁)

※集合時間13時 佐賀県弁護士会館

模擬裁判・報告集会 会場/メートプラザ佐賀

佐賀市兵庫北3-8-40 電話0952-33-0003

お願い

支える会にぜひ、ご加入ください。会員のみなさんは今年の会費の納入をお願いします。

★会報を郵送するのに、1人あたり100円かかります。ぜひ、支える会に入会して経済的なご支援をお願いします。支える会は、正会員(年会費3000円)と維持会員(年会費1万円)の2種類の会員があります。申込み書は弁護団のホームページからどうぞ。

年会費送金先

▼ゆうちょ銀行間の振込

口座記号番号 …… 01760-6-90732

名義人 …… 玄海原発訴訟を支える会
(ゲンカイゲンバツソジョウラササエルカイ)

▼他行からの振込

店名(店番) …… 一七九店(179)

口座番号 …… 0090732

★会報不要の方はお申し出ください。会報はHPでもみられます。また、弁護団の弁護士が所属する事務所でもお渡ししています。
★郵送料節約のため、メールアドレス(携帯可)をお持ちの方はご連絡ください。携帯電話の方は下記アドレスの受信許可設定をお願いします。
★転居された方は新しいご住所・お電話番号をご連絡ください。

発行元/「原発なくそう!九州玄海訴訟」原告団・弁護団
発行責任者/長谷川照
発行日/2018年2月4日

事務局/佐賀中央法律事務所 気付
〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階
TEL0952-25-3121 FAX0952-25-3123